

申立人らが除染目的で実施した緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）の自宅の庭及び私道のアスファルト工事費用のうち、私道部分については、私道の長さや自宅との位置関係等を考慮して、2割の限度で必要性及び相当性を認めた上で、全体について、アスファルト舗装に伴う土地の資産価値の高まり等を考慮して、7割の限度で賠償を認めた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

除染費用 金460,110円  
（平成23年3月11日～平成23年11月末日）

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金460,110円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 除染費用について

#### （1）除染費用を裏付ける領収証原本の授受

ア 申立人らは、被申立人に対し、第1記載の除染費用に関する下記（ア）及び（イ）の領収証原本（以下、「本件領収証」という。）を交付し、被申立人はこれを受領した。

##### （ア）領収証

日付 平成23年10月18日  
作成者 ○○株式会社

##### （イ）領収証

日付 平成23年11月17日  
受取人 ○○株式会社

イ 被申立人は、本件領収証上に、被申立人が申立人らに対し本件領収証記載の金額の合計額のうち一部の支払をした旨及び支払金額を記載した後、申立人らに対し、本件領収証を返還する。

#### （2）除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第1記載の除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

(3) 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第1記載の除染費用について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要あるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲で提供することができる。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（第1記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年3月1日

（仲介委員 板橋 愛子）